

裁判員経験者との意見交換会議事録

名古屋地方裁判所岡崎支部

1 日時

平成25年11月27日(水)午後2時00分から午後4時30分まで

2 場所

名古屋地方裁判所岡崎支部大会議室

3 出席者

司会者 後 藤 隆 (名古屋地方裁判所部岡崎支部刑事部総括判事)

裁判官 國 井 恒 志 (名古屋地方裁判所部岡崎支部刑事部判事)

裁判官 戸 苺 左 近 (名古屋地方裁判所部岡崎支部刑事部判事)

検察官 本 田 裕一朗 (名古屋地方検察庁岡崎支部検事)

検察官 澁 谷 正 樹 (名古屋地方検察庁岡崎支部検事)

弁護士 中 倉 秀 一 (愛知県弁護士会西三河支部)

弁護士 清 水 誠 治 (愛知県弁護士会東三河支部)

裁判員経験者 1番～6番 (5番欠席) 5名

4 議事内容

(司会)

名古屋地裁岡崎支部刑事部の裁判長をしております後藤と申します。本日は裁判所、検察庁、弁護士会からも、それぞれ2人ずつ出席していただいております。簡単な自己紹介をお願いします。

(國井裁判官)

裁判長をしております國井でございます。よろしくお願いいたします。

(戸苺裁判官)

同じく裁判官の戸苺と申します。本日は忌憚のない意見を伺うのを楽しみにしております。よろしくお願いいたします。

(本田検察官)

検察庁岡崎支部検察官の本田と申します。よろしくお願いいたします。

(澁谷検察官)

同じく、検察官の澁谷と申します。よろしくお願いいたします。

(清水弁護士)

弁護士会東三河支部の清水と申します。よろしくお願いいたします。

(中倉弁護士)

弁護士会西三河支部の中倉と申します。よろしくお願いいたします。

(司会)

それでは、時間も限られておりますので、早速、意見交換に入りたいと思います。まず、お一人ずつ、自己紹介を兼ねて、担当された事件の罪名、事実等に争いのあった事件かどうか、裁判所にいらっしゃった日数を、裁判員を経験されたことについての全般的な感想とともにお聞きしたいと思います。

(1番)

事件に関しまして、6日間、こちらの裁判所の方で参加させていただきました。現住建造物等放火の事件で責任能力があるか否かという裁判でした。この裁判に参加させていただいて、今まで考えてもみなかった世界というか、テレビでしか見たことのない世界を目の前にして、法律というものに一時期興味があったのですが、ちょっとなんですけど、六法全書を何十年ぶりかにもう1回見たということをお出しします。

(2番)

罪名は傷害致死で、審理期間は5日間、責任能力に争いがありました。全般的な感想なんですけど、とても迷って裁判員裁判に参加しましたが、本当にいろいろな見方があるということが分かり、本当に勉強になりました。参加して良かったと思っています。

(3番)

現住建造物等放火未遂，建造物等以外放火被告事件で，期間は7日間で，被告人は無実を主張し，いわゆる事実関係を争う裁判でした。参加する前は，裁判員になるのはいやだと思っていましたが，結局，終わってみれば，参加して良かったと思うようになりました。良い勉強になりました。

(4番)

私の担当は，強盗致傷ということで，4日間，務めさせていただいております。刑をどのように決めていくのかということが焦点になっております。特に，再犯で，今回の犯罪までの期間が短いということもあり，その部分の議論を主にしてきたということになります。実は私もサラリーマンでございまして，会社では法の番人みたいな部署にございまして，今回の裁判をやらせていただいたことが仕事に活かされております。参加して，大変良かったと思っております。

(6番)

罪名は保護責任者遺棄致死で，審理期間は6日間ということでした。いわゆるネグレクトの事件でした。当初，被告人の方が死亡との因果関係や認識の時期などについて争う姿勢でしたが，審理の途中で認めるということになり，最終的には責任の重さや刑の重さみたいなところが裁判員としていろいろ悩むところになりました。感想としましては，今でもはっきり覚えています，最初に被告人の顔を見たときに「なんて普通の人なんだ。」ということ素直に思い，ちょっとショックを受けました。極悪非道な顔をしていた方が，「何だ。」という感じでいけたと思いますが，すごく普通の人ということが印象に残っています。

(司会)

ありがとうございました。それでは，個別の話を伺いたいと思います。まず，最初に選任手続のことについて伺いたいと思うのですが，裁判員裁判が始まった最初の頃は，午前中に選任をして午後からすぐに審理という形で行われ

たり、最近でも選任の翌日から審理を始めるということもあったようです。現在では、多くの事件では選任から裁判が始まるまで1週間くらいをとるような形になってきていますが、その辺りで、自分のときはどうだったのか、もう少し期間があった方が良かったのか等について、どなたか御意見や御感想のある方はいらっしゃいますか。

(4番)

私の場合は選任が午前中で、昼から証拠の確認ということで、いきなり証拠を見せられたということもありまして、少し心の準備をする前に法廷に入ってしまったというところもあるので、裁判の流れをもう少し丁寧に教えていただいた方が良かったかなと思っています。

(司会)

仕事の関係の連絡等はいかがだったでしょうか。

(4番)

そこは大丈夫でした。

(司会)

そこは事前に予定がとってあったので大丈夫だったということですかね。

(4番)

はい。

(司会)

選任されてすぐに法廷に入るのでは心の準備がつかなかったということですが、1番さんもそのような形だったのでしょうか。

(1番)

私のときも、選任がありまして午後から審理という感じでした。先ほど4番さんがおっしゃったように、いろんな仕事の関係で休みが取れないので、前もって、裁判員に決まる前に通知があった段階で、1週間なり有給を取る形にしておかないとシフトが組めないのです、そういうふうにしてもらいまし

た。やはり裁判員に決まった後、審理までに1か月なり2か月なりをおいてもらえると、そういうシフトを組む職業を持っている人もいるので助かるかなというのが現状です。1週間休みを取って、ここに来て、審理が始まってという段階なので、もし、許されるなら、その選任のときと審理に入るときを、ちょっとずらしてくれると、皆さん助かる面があるのではないかと思います。

(司会)

ありがとうございます。6番さんや3番さんのときは何日かは空いていたと思いますが、それについてはどうでしょうか。それくらいで良かったのか、もう少しあった方が良かったのか、いかがでしょうか。

(6番)

私の場合は、1番さんや4番さんと違って、少し日にちがあって、その間に、心の準備と言いますか、それはできたのかなと思います。あとは、職場の方にも、あらかじめ、裁判員に決まった場合にはこうなるよということで、比較的、その辺の態勢が取れたものですから、自分としては、いただいた時間が良かったのかなと。あまり長すぎても、逆にいろいろ考えてしまうでしょうし、短すぎても。どれくらいが妥当かというのはなかなか難しいですけども、一、二日あれば準備はできるのかなというふうに思いました。

(3番)

裁判員裁判が始まる前に、こういうものを配っていますよね、「裁判員制度ナビゲーション」を。僕は、不謹慎ながら、全然読まずに参加しました。皆さん、どうなんですか。

(6番)

僕も不謹慎です。

(3番)

何で読まなかったかといったら、テレビとかで、僕、刑事ものとか裁判もの

とか警察ものとか好きで、多分同じだろうと思って、いわゆるテレビドラマとかでは監修に法律の専門家が付いてますよね。だから、多分それと同じだろうと思ったのが10パーセント、残りの90パーセントは、ちょっとやる気がないという、そんな感じです。

(司会)

裁判員に当たらないだろうと思っていたということですか。

(3番)

当たっても、そう思っていました。言い訳するようですけど、僕が参加させてもらった裁判員裁判のときで、裁判員の中で僕が一応一番質問をさせてもらいました。だから、裁判員に決まったときに、1時間でも2時間でも、強制的にあらすじを説明するとか、裁判員制度のリーフレットを「しっかり読んでおきなさいよ。」というふうにすれば、僕みたいな不謹慎なやつでもやるのではないかと思います。

(司会)

はい、ありがとうございます。

(戸荻裁判官)

もうちょっと簡単な、漫画仕立ての冊子というものも入っていたと思うのですけれど、そういうのを読まれたとか、そういう方はいらっしゃいますか。

(4番)

DVDは見ておりません。

(戸荻裁判官)

漫画の御感想はどうでしたか。

(2番)

漫画の方が、すごく分かりやすかったです。

(司会)

次に冒頭陳述ということで、伺いたいと思います。冒頭陳述とは、被告人や

弁護人が事件に対する意見を述べた後で、証拠調べの最初に、これから検察官、弁護人が、それぞれ証拠によって証明しようとする事実というのがどういふことかを明らかにする、プレゼンテーションするというものですが、その内容を聴かれたときに、分かりやすかったですでしょうか。あるいは、情報の量が多過ぎるとか少な過ぎるとか、そういうことについては、何か感想がありましたでしょうか。検察官、弁護人それぞれありますので、それぞれについてでも結構ですし、両方についてでも結構です。

(2番)

1枚に全部書いてあるので、検察官の方のメモの方が、私は分かりやすかったです。弁護人の方のは、スライドが結構、たくさんありましたので、それを追っていけないと言いますか、メモを見ながらという形で、要点もどれが要点なのか、あまりつかめなくて、まとめてもらってあると、すごく分かりやすかったです。

(司会)

スライドみたいなものの印刷したものは、渡されたのですか。

(2番)

はい、ありました。でも、どこがポイントかというのが。

(司会)

それでは多過ぎて、かえって分かりにくかったということですか。

(2番)

そうですね。

(4番)

検察官の方からの説明が、時系列できれいにまとめられているというか、そういう形で説明をしていただいておりますので、分かりやすいと思っております。弁護人の方は、犯罪のこと以上に、やはり人に対することが多いというところで、こうやってやるんだなというのを分からせていただいたなとい

うのが、率直なところですよ。

(司会)

それは、その後の審理なり、分かりやすさということにはつながったのでしょうか。有益だったのかどうかは、いかがですか。

(4番)

はい。私にとってはとても有益だったと思います。

(司会)

背景事情とか、そういうことを分かったということですか。

(4番)

はい。

(國井裁判官)

4番さんの携わった事件というのは、弁護人の冒頭陳述がA4判1枚で、非常にシンプルなものでした。2番さんが携わった事件というのは、逆に非常に詳しいものでした。

(6番)

今お二人が言われたとおり、資料の作り込みという点では、ポイントの押さえ方とかは、検察官の方が分かりやすかったかなというふうに素直に感じました。弁護人の方は、スライド形式のものだったのですが、様式が全然違うので、同じ事件に対して二つの視点からものを語っているんですけども、全く別のことをやっているような気がしました。難しいのかもしれないのですが、様式を統一すれば、見比べる点で分かりやすくなるというふうには思いました。

(司会)

それは、被告人が2人いて、弁護人がそれぞれに付いていたので、その2人の様式も違うからということですか、それとも検察官とということですか。

(6番)

その2人の様式が違うという部分もそうですし、検察官ともというのも併せて。

(司会)

3番さんの事件では、犯人性全体を争うというような形で、大変な事件でしたが、どうでしたか。

(3番)

検察側の冒頭陳述メモは、先の方が言われたように時系列に述べられており、分かりやすかったと思います。その点、弁護人の方は、僕の場合は有罪無罪を争う事件ですから、詳しい資料を出してもらわないと、僕らみたいな素人は一つのことを聴き逃すと、結局何を言っているのか分からなくなってしまう。いわゆる裁判員裁判は、裁判官が3人、裁判員が6人、結局裁判官はプロなので、口だけで、耳だけで聴いて分かるのでしょけれど、僕らみたいな素人は、親切丁寧に、小学生に言って聴かせるような、丁寧な資料を出してもらわないと、さっきも言ったようにパニックになってしまいます。結局、弁護人は、裁判員を理解させないと不利になってしまいますよね。だから、もうちょっと詳しい、検察側はこの件に対してはこうだと時系列にやっているので、その時系列に対して同じ時系列で、このときには事件現場にはいなかった、そしてその証拠はこれだとして、アリバイを主張するのだけど、証拠が何か頭に入ってこないですね。何かうそをついているんじゃないか、ちょっと信用できないな、いわゆる証拠品とか証拠物件を出してこなかったように思われました。僕は裁判員を味方に付けるのに、ちょっと失敗したなと思っています。

(國井裁判官)

今は冒頭陳述という最初の主張のところの話題ですけど、3番さんのお答えの中で証拠調べの話が少し入っていたような気がするのですが、検察官と弁護人の冒頭陳述を聴いていて、これからの証拠調べでどういうことが行われ

るのかというのが分かったかどうか、というのはどうですか。

(3番)

ちょっと分からなかったです。

(國井裁判官)

検察官と弁護人の双方があるのですが、いかがですか。

(3番)

ちょっと覚えがないというか。

(國井裁判官)

それは、情報量が多かったからですか。それとも少なかったからですか。

(3番)

ちょっと答えられないです。

(司会)

最初に法廷に入ってすぐですよ。だから、そういうところもあるんですね。

(3番)

あがっているのかも分からないですけどね。

(司会)

特に、一番最初に法壇に上がると緊張して覚えていないということを言われる方も多いので、そうかもしれないですね。

(戸苅裁判官)

3番さんの事件は、事実を争っていた事件だと思います。6番さんの事件も、冒頭陳述の時点では争いがあった事件だと思うのですが、そういうような事件の中で、検察官の冒頭陳述は時系列が載っている形になっているのですが、冒頭陳述というのは、これからの立証をするための予定であって、証拠ではないということは、裁判員の皆さんは意識されておられたでしょうか。その点はどうでしょうか。

(3番)

説明はあったと思いますけど、ちょっと飛んじゃっているかなと。

(6番)

最初は緊張しているのもありますし、今思うと、あのとき、ああいうことをやっていたんだなということは、頭の中では整理できるのですが、もうスタートラインについて「よーいどん」で始まってしまうと、これからどんなふうな話、展開になっていくんだというのがあまり分かっていなかったの、その点では今おっしゃったことを意識して聴いていたというわけではないです。

(1番)

私が当たった裁判というのは、被告人が育ったところの考え方などをものすごく悩みました。最初にある程度説明があったとしても、検察官の冒頭陳述メモは流れが分かるんですが、弁護人の冒頭陳述メモは、この1枚でどういうふうに持っていくのか分からないというのが正直なところでした。弁護人がスライドとかいろいろやってくださるんですが、ぼんと一つの書類があって、これを見れば視点のここを見てほしい、こういう流れがある、弁護人としてどういうふうだからどういうことだというのが、ある程度分かったと、そこまで悩まなかったと思います。最初はしっかりしたことが分からないので、その辺が分かれば、もうちょっとみんなが理解できたんじゃないかなと、最初の一、二日のことがすごく悔やまれます。

(司会)

ありがとうございます。次は、証拠書類の取調べという点ですが、最近いろいろ話題にもなっていますが、取り調べた証拠の中で、精神的に負担を感じて審理への立会いや判断に支障が生じたようなものがあったかどうかということです。例えば、遺体写真等ですね、そういうもので精神的な負担を感じるようなことがありましたでしょうか。死亡したような事件としては、2番

さんの事件がそうでしたが、いかがだったでしょうか。

(2番)

予告があるわけではなくて、証拠の書類を見ていくときに、突然スライドに出たんですけど、私はそんなに苦痛ではなくて、それがないと被害の程度が全然想像つかないものですから、それを見て、判断はしやすかったというのがあります。

(司会)

あまり予告とかなかったという感じだったのですね。

(2番)

「今から出します。」とか、何かちょっと言ってくださった気がするのですが、でも、全然大丈夫でした。

(司会)

6番さんの事件も、遺体の写真がありましたか。

(6番)

私の場合は、御遺体の写真が小さな子どもということで、私も子を持つ親でありますので、その辺は非常に衝撃というか、一応心の準備はして、大切なことだから目を背けてはいけないなというふうに思っで見させていただきました。ただ、2回出たのですが、裁判員の中には、2回目は見られなかったという方もいらっしゃったので、たぶん説明があったと思うのですが、あらかじめの事前のレクチャーというほどではないですが、どういったものがどういった格好で出るというのがあった方が良いのかなというふうに思いました。でもやはり、そういったものをちゃんと見るということで結果の重大さみたいなものをしっかり認識することができたので、いろいろな言われ方をしてますけど、そういったものを出すということは重要じゃないかというふうに思っています。

(司会)

写真は、全体や顔とかではなく、必要な部分に限るという配慮をした上で出
していただいているのかなというふうには思うのですが。

(6番)

そうですね。その辺は、今聞けばそうだなというふうだったと思いますが、
それにしろ、そのときはちょっと衝撃があったということです。

(3番)

よその裁判所で、裁判沙汰になっていますよね。それに対して、この名古屋
地裁岡崎支部ではどういう対応というか、見て気分が悪くなるような写真を
扱うときにはどういう考えなんですか。

(國井裁判官)

もちろん裁判官も、証拠を見る時は皆さんと同じ時期にしか見ていないの
で、実際にどういう証拠があるのか分からないんですが、あらかじめ、ちょ
っとこれを見ると裁判員の方が職務を行うに当たって落ち着いて職務をでき
ないというようなものについては、公判前整理手続という裁判員裁判の前の
準備手続のところで、検察官、弁護人の法曹三者でどういうものなのかとい
うのをチェックしたりとか、あるいは先ほど部長の後藤からも話がありまし
たが、同じ証拠を見るにしても、見せ方の問題というか、立証に必要な部分
はどこなのかというところで、立証事項を限定して、それだったらこういう
写真をこういうふうに見てもらった方が良いのではないかということとか、
あるいは写真が必要かどうかというところも含めて、毎回、準備段階のとこ
ろで、この写真が本当に必要かどうか、どの程度必要かという立証の目的と
の関係で証拠を検討しています。さらに、事後的に、もしものときはという
ことで、精神的に不調になったときとかにかけていただく電話番号等を書い
たチラシをいつもお配りしているという形です。

(司会)

本当にその証拠が必要なのか、必要としてもどのような形なのか、あるいは、

もしそのようなものがある、どうしても見なければいけないとすると、どういふことをしたら良いかということについても、今少し國井の方から話をしましたが、どのような配慮をしてもらいたいかということについて、もし御意見があったら伺いたいと思います。

(4番)

選任されてすぐの説明時に、「メンタルヘルスサポート窓口」というような用紙があったのはちゃんと覚えてます。ただ、それは裏を返してみると、メンタル不全になる可能性があるんだよと、裁判員に選ばれた人たちの中には思われてしまう方もいるのかなというふうに思うんです。いきなりではなくて少し時間をおいて説明していただいた方が良いと思います。

(司会)

事前に遺体写真のような精神的にショックを受けそうなものも見てもらわざるを得ないかもしれないというようなことを選任のときに言って、ちょっとそういうものはとても耐えられそうもないということであれば、その旨を申し出ていただくというようなことも考えてはいるのですが、そういうようなことはやはり必要だということではよろしいでしょうかね。

(3番)

犯罪の残忍性を知るには見ないと分からないですよ。相反することだと思いますが。

(戸苅裁判官)

例えば先ほど6番さんがおっしゃったんですけれども、御遺体の写真を見て、いろいろ感じられる裁判員の方がいるという前提で、その6番さんの事件は死亡との因果関係ですか、その争いが当初はあった事件でした。また、どの事件も有罪ならば刑を決めなければいけないのですが、御遺体の写真は裁判員の方が判断するために必要不可欠なのかという観点ではどうでしょうか。

(6番)

不可欠だったかどうかと言われると、なかなか答えに詰まるかなというところですね。ただ、やはり、この写真というのは常に頭の中にしっかり印象付けられて、被告人の方にいろいろ質問したりとかしていると、最初はもう、こんな悪いやつなのかと思っていたのが、そのときの環境だったり状況だったりとかで、少し情にほだされるわけではないですけど、そういうところも正直あったんですが、やはりその結果の重大性みたいなものをしっかりとらせる上では、見るべきだったなと思っていますし、それがなかったら、ひょっとしてまた判決も変わってきたのかもしれないというふうに思いました。

(本田検察官)

2番の方の、被害の程度が想像つかない、写真を見ていなければ人が死んだという現実がどのようなものであるのか分からないという御意見や、また6番さんの、大切な問題であるからしっかりと見なければいけないという御意見をお聴きして、検察官としても事件の結果の重大性についてはこれはきちんと立証しなければいけないと思っています。ただ、6番さんが他の裁判員の方のお話として、2回目は見られなかったということをお聴きして、証拠として出す以上、やはりそれを見た上で判断していただかなければならないと考えておりますので、また今後このような写真についてどのように立証していくかについては、検察官としても裁判員裁判において検討していかなければいけないと考えております。

(司会)

次は、供述調書の取調べ方法ということで、事件によっては、事件の関係者から捜査段階で検察官が話を聞いた供述調書というものを読み上げたり、場合によっては画面に映し出して読み上げたというようなことがあったと思いますが、そういう供述調書を読み上げるという取調べ方法については、それで分かりやすかったですでしょうか。あるいは、例えば、長過ぎたとかいうようなことはありませんでしたか。最近はあまり供述調書を使わないことも多

いのですが、1番さんの事件は、被告人の夫の方の供述調書か何かを読み上げたりしたということをお聴きしているのですが、いかがでしたか。

(1番)

すごく神経をとがらせてないと、「どういうこと？」というのがあったんですね。だから、もしできるならば、前もって供述調書の書面を渡してくれると分かりやすかったかなというのがあります。

(戸荊裁判官)

それは逆に、例えば法廷でざっと朗読されるだけだと、なかなか頭に入っていないということなんでしょうか。

(1番)

それもあります。ある程度そういう場所に慣れてる人ならよいと思うのですが、一主婦とかそういう人は、そういう場はないですよ。慣れてるものなら、私も理解できるのですが、もしも、慣れてない他の主婦の方たちがいらっしやったら、理解するのは大変かもしれません。

(司会)

被告人の夫については、供述調書を読み上げたそうですが、それよりも、来て直接話を聞いた方が良かったかということについてはどう思われますか。

(1番)

直接来て話をしてくれる方が、私としたら本当なんじゃないのかというのは、今でもありますよ。

(司会)

やはり調書だけでは、ちょっと分かりにくいということですかね。

(1番)

いろいろ事情があって来られないこともあるだろうけれど、本来であれば、関わっているのだから来るべきではないのかなとは思っていました。

(本田検察官)

証人と供述調書の比較という点もあるかと思いますが、立証、裁判で事柄を証明する上で、どうしても供述調書によらなければならない場面というのが出てきておまして、その中で、質問させていただいた趣旨としては、調書を朗読、検察官が読み上げるだけよりも、例えば同じ文章を画面に出して、それを目で追いながら耳で聴く方が分かりやすいのか、又は、他に、もうちょっとこういう方法が欲しいですというのがあったらお聴かせいただきたいと思います。例えば、性別があります。女性の調書を男性の検察官が読む場面もあるかと思うんですけども、そのような場合に、やはり頭に入ってこないということがあり得るのかどうかとか、そういう点についてもお聴かせいただければと思います。

(1 番)

理解していくのに時間がかかる。分からないんじゃないんですよ。だから何回も見ないと、見通して、すーっと流れるんじゃないくて、画面に出る文章と、耳に入ってくるのと見比べながらするのに時間がかかる。関わってる人間の本来の声を聴きたいというのも、正直あります。

(清水弁護士)

手元に配布してくれればありがたいのにとすることはありませんか。

(1 番)

ありますよ。

(清水弁護士)

今はそういうふうなシステムにはなってませんが、読まれる供述調書、映し出されても分からないですよ、ぱっと消えちゃうもんね。

(1 番)

だから、手元にあったらと思うのは確かです。そうすると、人間って五感と手元の資料で見て理解するから、同じことで、こういうことだとか、そういうふうにも後から見られるし。

(司会)

3番さんの事件では9人の証人を取り調べたということですが、供述調書というものはほとんどなかったと思うんですけども、法廷にいろいろな人が来て話をされた、それはどうでしたか。分かりやすかったですでしょうか。

(3番)

具体的に、放火未遂とか放火だったんですけど、怖くて子供を連れて公園へ避難したとかそういう話も出ました。それと、話がちょっと違うんですけど、検察官か弁護人の方か忘れましたが、現場の見取図で間違いがあったんです。その見取図では、すぐ横に248号線が走っていることになって、そういう見取図が出てました。あそこには248号線は走ってないんです。岡崎の警察の前に248号線が走ってますよね。北へ行くと豊田警察、そこから100メートルくらいでもう248号線がなくなって、そこからは155号線なんです。それが1キロくらい続いて、155号線もなくなって、横へ行っちゃって、497号線かな、だからそういう間違っただけの見取図を出されると、「あれっ、間違ってるな。」という、そっちに頭がいつちゃって、頭から飛んじゃうので、正確な地図を出してもらえたらなと思います。

(司会)

先ほどもちょっと話があったんですけども、3番さんはだいぶ証人の方に質問されていたと思うのですが、供述調書ですと、疑問に思っても供述者に尋ねることができないので、直接質問できる機会があった方が良かったということになりますかね。

(3番)

矛盾することを被告人が言ってましたが、気付いたのが、審理が終わってからでした。もう明るる日になったらおしまいでしょう。

(司会)

最近では、争いがない事件でも証人の方に来ていただくことが多かったと思

いますし、お医者さんにも来ていただいくことも多かったと思うのですが、そういう尋問を聴いて分かったかどうか、分かりやすかったか、あるいは弁護士、検察官の質問の方法とかそういうことについて、もう少しこういうふうにしていただければ良かったかなとかいうようなことは何かありませんでしょうか。

(3番)

被告人が顔などをやけどした事件で、お医者さんが証人として出ていました。そのときに証拠としたカルテに変な日付が押してあって、それを訂正したのがあったんですよね。それで、弁護人の方がそれはおかしいんじゃないかと突っ込んでいましたが、上に2行か3行空いたカルテを書いていたよね。これは、こういうことはたまにあるんだというようなことを言ってましたけど、では他のカルテはどうなのか、そういうところまで、そういう2行、3行空いたカルテが他にあったんだしたら出してもらえたら良いなと思いました。それと、日付を変更したのはちょっと変だなと思いましたけれど、弁護人の方の突っ込みが足りなかったなと思いました。

(國井裁判官)

検察官とか弁護人の証人尋問を聴いておられて、この尋問は分かりやすかった、あるいはここをもうちょっとこう工夫してもらえば良かったなというところはありますか。こういう尋問のときは聞かれた答えがすぐ分かったとか、あと逆に、こういう質問をされるとちょっと聴いていても分からないとか。被害者の尋問もあったと思いますし、目撃者の尋問もあったと思いますし、あと専門家の方をお呼びして尋問したということも。検察官、弁護人、それぞれ尋問については工夫して組み立てていろいろ質問されていますが、いかがでしょうか。

(3番)

僕は証人に、2年、3年たって、よくそれを覚えていますねと聞いたら、

覚えていますと言っていました。でも、だんだん忘れつつあるような記憶ですと言っていましたけれど、それ、本当に覚えていて発言してるのか、それとも、最初に証言を述べたときに文書にしますよね、それを改めて見て言ってるのか、どっちかなと思いました。

(司会)

続いて、被告人質問に関して、弁護士さんの方から少しお聞きしたいということがあるそうです。

(清水弁護士)

事実関係に争いのない事件、情状について弁論をしている事件についてですが、私たち弁護人としては、我々が持っている関心事項と、裁判員の皆さんがお持ちになっている関心事項と、どのくらい一致していて、どのくらいずれているのかというのはすごく気になります。我々が、こういうことが情状として有利になるだろう、不利になるだろうという、ある程度の判断をもって言うわけですが、それが裁判員の方々に伝わっているのかどうか。いや、弁護人はそう言うけれど、それはとても良い情状には見えないよとか、そんなことがどの程度あるのかなのかということをお聞きしたいと思います。例えば、私は6番さんの事件の弁護人でしたが、被告人の言うことが途中で変わりましたね。これも受け止めようによっては、あれは演出じゃないか、最初から裁判でそういうふうに変えることを狙った演出ではないかとか、そういうふうに思われる裁判員の方もいらっしゃるんじゃないかと思っています。それは私たちからすると、被告人の人間性みたいなものを見ていただきたかったので、ありのままやろうという判断をしたわけですが、そういう弁護人の考え方が当たっていたのか、当たっていなかったのかとか。弁護人の弁論もある程度分かるなという感じなのか、いやそれはちょっと、弁護士なりの眼鏡で見てるので一般人には受け入れられないというようなところがあるのか。ちょっとその辺りの雰囲気分かればと思っています。

(6番)

確かに、急にあの場で認めるというふうになったときは、あれっというふうに思って、確かに演出っぽいなどは、自分は思ったのですが、いろいろ話を聴いているうちに、そうではなかったのかなというの、その後のいろいろな話を聴く中で、そういうのは変わりました。それによって、何か量刑を決めるときに影響を与えたかということは、僕の場合は、なかったです。

(司会)

それに限らず、弁護人としては、こういうストーリーに基づいて、刑を軽くというか、有利に考えてもらいたいということを言うのですが、そのストーリーが本当にそうだろうかということで、いろいろ疑問に思ったとか、そういうことがあったのか、どうでしょうか。

(4番)

私の裁判のときは、弁護人の方が言われたことを大変理解できました。こういう言い方が正確か分かりませんが、やはり情というところが少しは出てきますと、弁護人の言うことが、そうだよな、やはりそう思うなと感じられるところもあるので。罪によって違うとは思いますが、当時はそう思いました。

(中倉弁護士)

被告人に有利な情状ということで関連するのですが、よく、我々は裁判員裁判ではないときには、被告人に前科があるとかないとか、示談が成立したとか、被害弁償したとか、そういうようなことは一般的に有利な情状として主張することはあるんですけど、裁判員の方がそういう事情をどの程度有利な事情として考えるのかということをお聞きしたいと思います。特に事実関係を認める案件については、しかも犯行態様についてあまり有利なところが無いような場合には、最終的に弁護人とすると、そういういわゆる一般情状という、犯行とは違った、性格とか今まであまり悪いことをしていない

とか、被害弁償をしているとか、そういうことを強調せざるを得なくなる
ことが、通常の事件だと多いし、裁判員裁判でもそうせざるを得ないところ
がありますが、見方によっては、悪さをしているのだから被害弁償するのは
当たり前だろうという考え方もあるだろうし、前科がなくて当たり前でし
ょうという、中にはそういう考え方もあるかもしれないし、そうではなくて
悪さしないでよくやってきたなという考え方もあるだろうし、弁護人側と
裁判員の方とのギャップというか、どの程度の違いが出てくるのかなとい
うのがあります。示談とか前科について、今回の裁判で担当された裁判員
の方もいるだろうし、そうではない方もいると思うんですけど、経験され
た方は自分なりにどの程度の感覚だったか、経験されてない方であれば、
もしそういう事件だったら自分だったらこのように考えるということを
教えていただきたいと思えます。

(國井裁判官)

前科がないことを被告人にとって有利に考慮するという御意見の方、
その理由を教えてください。

(1番)

前科がある、前科がないというのは、では前科がなければ人を殺して
よいのかというのと一緒で、どうしてそれに至ったんだということが、
私は重要だと思っているので、前科がどうのこうのというのが、ナン
センスだと思います。物事によって違いますが、殺人なら殺人として
とらえた場合とか、事件によって違うんだけど、前科がないからどう
こうということではないと思います。

(2番)

私も同じような考えです。前にやっていたかどうかは、それを入れて
考えたくないというのがあります。

(國井裁判官)

前科がないことを有利に考えてもよいという方の御意見を申し上げます。

(3番)

考えてもよいというか、どうしても、前科1犯、2犯があると色眼鏡で見ちゃいますね。僕がやった裁判では、被告人は暴力団の元組長で、前科が2犯か3犯ありまして、証人も、元組長の元子分と、被告人に不利なんですよ。その子分の言うことを信用できるのか、それも色眼鏡で見ちゃいますね。

(4番)

その程度にもよると思います。殺人なんてもってのほかですけど、そうすると、一生涯で全くやらずして、嘘をつく、そのまま生きる人が何人くらいいるだろうなというようなことも考えてみると、私は、その程度によるけど、初犯だったら少し考える余地はあるのかなと思います。

(6番)

やはり、一時の過ちというときもあると思うので、当然、重い罪を犯せば全然、情状の範囲ではないというときもあると思うんですけど、後の更生みたいなところを鑑みると、前科云々というのは少し考慮するものになるのかなと思います。

(國井裁判官)

示談というのは、被害弁償又は被害弁償の約束ができて、被害者の方が許している、あるいは厳しい処置を求めないということによろしいですか。

(中倉弁護士)

我々弁護士側からすると、何段階かあるのですが、被害を受けて回復したいから被害弁償は受け取るけれども、やはりとても許せないというのは被害弁償だけ。被害の回復のためにこれ以上請求しないという民事上の示談。あとは、さらにお金を受け取って反省しているから、今回の件は穏便にとか軽くしてもよいとかいう嘆願書があるとか、そういうレベルがあると思うんですけど、なかなか最後の嘆願書まで取れるということは通常の事件では多

くないですね。良くて民事上でお金を払って、民事上は被害が回復しているという段階だとすると、そういう民事上の被害を回復してその分については終わっているということが、刑事的な量刑、罪の重さを決める上で、どの程度考慮してもよいのかなということです。

(國井裁判官)

被害弁償が終わっているという意味の示談ですけど、その場合は有利に考慮してよいのではないかという方はいらっしゃいますか。

(司会)

皆さん、必ずしもすぐに、というわけではないですか。

(3番)

二十歳か二十二、三歳の人が罪を犯して、示談がどうのこうのという話になると、裕福な家の子どもはお金で刑を軽くするのか、という思いがあります。いわゆる教育と一緒に、裕福な家の子どもは大学に行けるし、年収200万、300万の人は高校も行けない。それと一緒にいやらしい感じですよ。

(國井裁判官)

他の皆さんも悩まれているようですが。

(1番)

示談というのは、民事的にはそれはそうだけど、刑事的なことに対しては違うわけでしょう。それに対してお金を払っているから、刑罰をちょっと軽く、というのは違うと思います。民事はその人にやったことについて申し訳ありませんということと私は捉えているので、それに対して刑事というのはやったことに対してはある程度は処罰すべきです。もし今二十二、三歳の人だったら、教育の一環として、こういうことをすれば、親もこれだけ払ってお願いしているんだけど、その人はその人に対して、精神的な賠償かもしれないし、大きくなってこれくらい働いてくれる、恩返しできるだろう

とそのくらいまで考えたときに、してしまったことはやはり、ちゃんと教育を兼ねたところすべきだと思います。教育の一環として、ある程度した方がいいのではないかな。親の行為としても、全てなしとかそういうのはおかしいと思う。

(6番)

あまり、銭のことは考えることはないのかなと思うのと、やはりそういったものも含めて、我々刑を決めるような裁く側も人間だし、裁かれるのも人間なので、そういった情状の部分だとか、そういうことを入れるために裁判員の制度が始まったと思っているので、それがどのくらい影響するのかを弁護士さんは聞きたいのかなと思いながら聴いていたんですけど、私は全然良いことだと思いますし、我々裁判員は素人なので、それを聞いて、それが一般的な市民の目線というふうにとらえられるのかなと思います。私は、示談などを意識はしますが、重視するかは別問題です。

(中倉弁護士)

示談できていないということは悪くなるんですか。

(國井裁判官)

被害弁償していない、お金がなくてできない、あるいはやろうにも被害者が受け取ってくれないときに、結果的に被害弁償ができていないことを被告人に不利に、刑を重くする方向で考えがち、考える方かなと思われる方はいますか。

(3番)

さっき僕が言ったのですが、示談を行うのは加害者本人ではなくて親とかだから、刑を加減することはないと思うんですけどね。

(國井裁判官)

それは示談ができた場合ですね。今度はできないということを刑を重くする事情として考えることができるかということなんです。被害の回復ができてい

ないときに、刑を重くする方の事情として考えるべきなのか。皆さんはどうですか。

(4番)

示談できていないということだけで見ると違うと思います。例えば、例が悪いかもかもしれませんが、交通事故で物損で示談が済みましたなんていうと、もう真っ白じゃないですか。それとは違うと思います。それと比べると、示談していないから刑を重くするとかは、違うというふうに私は思います。

(司会)

続いては論告弁論についてお聞きしたいと思います。審理が終わった後、最後に検察官が論告求刑、そして弁護人が最終弁論というものを行うわけですが、この点について、論告弁論が分かりやすかったのかどうか、印刷物が配られたことも多かったと思うんですが、やはり印刷物があつた方が良いのかどうかについてお聞きしたいと思います。

(國井裁判官)

検察官は、論告で書面を配る方向で統一されているかと思うんですけど、弁護人としては、まず、印刷物を配るのか配らないのか、配るとしたらいつ配るのか、どの程度の内容のものを配るのか、皆さん、お考えのところだと思うので、経験者の方に、弁論のときに、印刷物があつた方が良かったのか、あるのであつたら記載の程度はどの程度なのか、配布時期は弁論の始まる前なのか後なのか、それについて御意見とか御感想とかを教えてくださいたいと思います。

(1番)

最初どういう事件か、どういう事情があつたか、人間性はどういうものか、どうして事件になったのかがあり、その後、弁護人として、どういう事情で考慮した方が良いと主張されるのかという順序の流れを、ちゃんと見据えた上で、終わった後に、流れや証拠を分かるようにしていただけるならば、あ

った方が良いと思います。

(國井裁判官)

印刷物があった方が良いですか。

(1 番)

はい。

(司会)

他の方はどうでしょうか。ある方が良いか、ない方が良いか、また、どの程度のものが良いのか、事件によっても難しいものがありますが、詳細なものが良いのか、項目だけみたいな簡潔な方が分かりやすいかとか。

(國井裁判官)

たぶんA4判1枚でシンプルに書いてあるものもあるかと思いますが、詳しい弁論を聴かれた方もいらっしゃると思います。

(2 番)

様式が違うので、分かりづらかったのですが、弁護する内容を全部載せるとなると、仕方がないのかなと今は思いました。

(戸荻裁判官)

情報量としてはどうですか、多過ぎるとか。

(2 番)

多かったです。紙の資料が手元にあるので理解はできるのですが、多過ぎて、どこが大事かというところが分からなくなってしまった。

(戸荻裁判官)

2番さんの事件ですとスライドの画面がかなり多かったですね。

(2 番)

そうですね、文章が。

(司会)

あまり多過ぎると、かえってポイントが分からなくなることもあるという

ことですかね。

(2番)

はい。

(戸荻裁判官)

皆さんの評議で御意見をおっしゃるのに、参考になる、役立つという意味ではどういう論告弁論が良いとか、そういう点についての御意見はどうですか。

(2番)

参考にはなります。これを見ながら、全部書いてあるので、必要だと思います。

(4番)

ここの部分になると検察官や弁護人の方は最後のまとめとなると思いますので、ここの部分をあまり長くするよりも、一番訴えたい部分をスパッと出してもらった方が、僕らとしても分かりやすいです。また初めから犯行に至る動機から話されると、また一から始まっちゃうのか、というふうになってしまうので、最後はざっと言っていた方が分かりやすいと思います。

(國井裁判官)

4番さんが担当した事件は、論告も弁論も、基本的にはA 4判1枚ですかね。

(6番)

4番さんが言われたこととほとんど一緒ですが、やはり最後はポイントを押さえるところなので、文章よりも箇条書きの方が分かりやすいと思います。

(1番)

私が担当した事件は、被告人が育った環境とこちらの環境が全く違って、その背景もある程度影響してきたので、そのときに、専門用語が飛び交うんですね。どの裁判員でもそのような専門用語を理解ができるように、医師が来て専門用語で話されたときに、フンフンフンと聴いているんですけど

ど、後で裁判官にどういうことですかと、かなりの人が聞くんです。家に帰ってからも、どういうことだろう、どう思っているのだろう、どうしていったら良いんだろう、どうしてあげることが一番良いんだろうということが一番悩みました。被告人の国籍が違って通訳の人も出てくると、何を言っているのかさっぱり分からなくて、今まで持ってきた考えが、また変わってきます。あのときには確か通訳人が2人いらして、本当にこちらが言いたい言葉を向こうの言葉でちゃんとやっているのかという不安や疑問はありました。だから、選ばれた人に専門用語をちゃんと的確に説明した上で、私たちもちゃんとやっていかないと、分かる人は多分数人だと思います。だから、家に帰って見てみるとか、人には話せないし、見て、考えて、先生が言うことは難しい言葉が飛び交うでしょう。専門の人がいて、その中でやっていることだから、分からないですよ。通訳する人も2人でやっているのです、こっちが言っていることが本当に通じているのだろうかというのもありました。

(司会)

できるだけ分かりやすく我々も努力しているつもりなんですけれど、まだまだということかもしれません。あと、弁護人の方で被告人質問についてお聞きしたいことがあるということですのでお願いします。

(清水弁護士)

情状弁論に関してですが、皆さんのお話からもうかがえたのですが、結局、被告人の人となりとかどういう人間性を持っているかとか、そういうことを訴えるのが私たちの仕事かなと思っています。そうすると、生い立ちやどういう社会経験を経てとか、そういうことを説明していく必要があって、今は調書もありませんので、被告人質問で順番に説明をしていかなければならないとすると、結構時間もかかる。だけど、裁判所からもなるべく短くするように言われています。我々が苦心しているのは、そういうことを分かっていたくために、もちろん、ケースによっても違いがあると思いますが、限ら

れた被告人質問の中である程度そういうイメージを持っていただくことは可能だったのかどうか。もうちょっと時間をかけて順番に聞いてくれないと分からないんじゃないかと思われていたのか。あれくらい聞けば十分じゃないかというようなイメージだったのか。そこら辺をお聞きできればと思っています。

(司会)

50分くらいという形でやっていただいたんですが、どうですか。

(6番)

生い立ちとか、事件に至るまでどういう生活をしてきたという部分は、他の裁判員も自分もすごく知りたい情報で、もっと与えて欲しいという印象でした。それがどう結果に結び付いたかはちょっと直接的には関わってこなかったと思います。判断する上では、その辺の情報はもっと詳しく知りたかったというのは正直なところでした。我々が判断する材料というのはそこしかないのかなど。あとはもう検察側の理路整然としたものが反対側にはあるので、判断材料としてはそこなので、もっと詳しく知りたいと。50分という時間では短かったと思いました。

(司会)

今のお話の中で、果たしてそれが最終的な判断にどの程度影響したのかということでは、あまり影響しなかったという話もあったようですが。

(6番)

そうですね、今回の中で、与えられた情報の中で判断すると、そこは影響しないねということになったのですが、ひょっとしたら倍の時間があれば少し何か変わったのかもしれないなと思います。

(戸荻裁判官)

被告人質問や証人尋問の関係で、長ければ長い御負担に思う部分も出てくると思うんです。先ほど、6番さんもおっしゃっていましたが、やった罪

というのが一番というお話もありましたけれども、そういう意味で、不可欠な情報ではない部分の質問があったかどうか。あるいは、この点について立証しようとして、この質問があるんだというところが分かったかどうか、何でも結構ですので御感想があればお伺いしたいと思います。

(4番)

今の件ですが、生い立ち等も含めて、聴けば聴くほど、やはりちょっとかわいそうだなというような軽はずみな考えも出てきてしまうのは事実かと思えます。とはいえ、犯した罪に対して見れば厳しく罰すべきではないかと。そういった質問に対しては的を射ていたと思えますので、良かったと思えます。

(2番)

私の場合は責任能力についての争いだったので、お医者さんや看護師さんの話とかがたくさん聴けました。やはり精神的な病気を抱えている方に対する見方は人それぞれなので、事実に基づいて先生たちの話とか聴いていかないと分からなかったことがたくさんありましたので、本当に必要だったと思えますし、それで大分考えが変わったりもしていると思えます。

(國井裁判官)

お医者様の話というと。

(2番)

それも、そうですし、証人の看護師さんとかもすごく分かりやすかったです。

(司会)

検察官の方で、暴力団関係者の事件を担当したことで心理的負担を感じたかという質問があるのですが、3番さん、どうでしたでしょうか。被告人質問とか十分にできたでしょうか。

(3番)

怖かったから質問ができなかったのではなくて、ちょっとおかしいなと思ったんだけど、ちょっと時間が過ぎて質問できなかった。暴力団対策の警察官

の方が一番怖かった。

(司会)

最後に、これから裁判員，補充裁判員になられる方，特に不安を持っておられる方に対して，一言ずつメッセージを送っていただきたいと思います。

(1 番)

良い経験をさせていただきました。テレビとか映画とかで見ているものと全然違うし，人の見方も変わってくるし，人との接し方も変わってくると思うんですね。その中で，優しさとか思いやりの出し方とか，そういうものを私はこの自分が接した裁判によって，裁判員になって接したということで人の見方が変わりました。そういう意味では良い経験ができるのではないかと。裁判の種類にもよりますが，私が接したものに関しては，人に対する優しさ，いろいろな事情があるということ，国によって違った考え方があるので，その中で，もっと日本が何かできるのではないかとものすごく思いました。

(2 番)

私は，普段，会社勤めをしていまして，会社の方とたくさん打合せとかしています。この機会です。普段絶対に話さない方たち，裁判官の方たちとお話しする機会ができたというのもありがたかったです。普段絶対話題にならないような話もたくさん聴けまして，自分の考え方というのは，被害者側からしか見たことがない，考えたことがなかったので，いろいろな見方を勉強させていただいて，すごく迷いましたが，良かったと思っています。ありがとうございました。

(3 番)

僕も，裁判員になって良かったと思っています。また，今度，裁判員に選ばれる方は，皆さん裁判員制度ナビゲーションを読んで勉強してもらえたらと。そうすればもっと裁判に対する理解ができたのではないかと思います。いろいろ下調べをしてきたんですけど，これから裁判員となる方，裁判員裁

判に参加しての感想のほか、報道されているような交通事故では被告人の刑が軽すぎるのではないかと、一票の格差の裁判の話も出るのかと思っていたのですが、岡崎支部の中での話ということを経験していただければ調べも違ったと思います。中日新聞の裁判員制度という社説ですけど、公判前に裁判官と検察官、弁護士で争点を絞り込む、公判前整理手続というのが載ってるんです。他にも資料を持ってきたんですけど場違いでした。

(國井裁判官)

御関心を持っていただいて感謝しております。

(4番)

私の考えを申し上げますと、なぜこの裁判員制度が必要なのか、なぜ裁判員制度が始まったのかということを考えてみると、犯罪防止、犯罪の撲滅というところが一番大きいと思います。犯罪もなければ裁判もする必要はないと思うのですが、裁判員制度で裁判員に選ばれた方々は、まず100パーセント犯罪を起こさないと思います、こういう経験をした方々は。そういう人がどんどん増えていくということで、やっぱり行き着くところは犯罪の撲滅というところが一番大きいのかなと思うし、その一翼を担えるのは裁判員を経験した僕たちなんだなと思っていますので、是非、今後選ばれた方はノーと言わずイエスと言って受けていただきたいと思っています。

(6番)

本当に勉強になったなと思っています。一番最初に裁判官の方から、答えを皆さんと一緒に導き出しましょう、チームプレイでがんばりましょう、と言っていた言葉が印象に残っています。一つ一つの事件というのは一からスタートして、我々の意見も聴いていただけるんだなあとすごく心強く思いました。そのような言葉があるので、もしこういう機会がある方は、受けていただきたいなと思っています。

(3番)

千葉県で裁判員裁判で死刑判決が出まして、それを東京高裁で無期懲役になった。同じ裁判長が、2件、裁判員裁判で死刑が出たのに、東京高裁の同じ裁判長で無期懲役になったことについてはどう思われますか。

(國井裁判官)

今、最高裁に上告されているので、そこでしかるべき判断がされると思います。

(司会)

ありがとうございました。法曹参加者の方からも、コメントをお願いしたいと思います。

(本田検察官)

本日はどうもありがとうございました。裁判員経験者の方のお話を聴けて、これまでの裁判を振り返るとともに、今後の裁判員裁判をより良くするためにはどのような努力をしていかなければならないかということを感じることができました。また、今後行われる裁判員裁判においても、裁判員を経験した方々に、今日皆様が持っていた感想を持っていたような裁判をしていきたいと思っております。

(澁谷検察官)

私は人が亡くなられた事件を担当していますが、御遺体の写真とか供述調書の扱いについて、今日はとても参考になる御意見を伺わせていただいたと思っております。今日は本当にありがとうございました。

(清水弁護士)

裁判員の方々が、被告人の人柄とかどういう人間かということにすごく重点を置いて判断していこうという努力をなさっていただいていると、そういうことをお聴きしまして、弁護士としても大変心強いことだと思いました。ただ、伝え方がまずいという点は十分反省して、弁護士としてもこれから訓練して、より伝えられるような努力をしていきたいと思っております。今日はどう

もありがとうございました。

(中倉弁護士)

なかなか裁判員経験者の方々から意見を聴かせていただくことはないことなので、検察官と比べると弁護人のスキルが非常に劣っているということは、弁護士会でも公言しているかどうかは別として、その辺は自覚はしているというところがあります。今回も非常に手厳しいというか、愛のむちをいただいたと。私としても三河の裁判員裁判に関しては、きちっと主張立証して伝わるような弁護活動をしたいというふうに思っております、今日の結果を弁護士会の方に伝えて、会全体としてより良い弁護活動をしていこうというふうに考えております。今日はどうもありがとうございました。

(戸荻裁判官)

本日はどうもありがとうございました。裁判員裁判はまだ始まって日が浅い時期でございますので、本当に我々裁判所としても、1件1件いろいろな工夫、どんな改善、どんな試みをしたら良いか考えながら、試み続けながらやっているところでございます。今日いただいた御意見、我々法曹関係者として耳の痛い意見もございましたけれども、それもすべて我々の今後の改善に十二分に活用させていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

(司会)

本日はどうもありがとうございました。今日いただいた貴重な御意見、率直な御感想、御提案につきましては、今後の裁判員裁判の運用に大いに参考とさせていただきたいと思っております。長時間お疲れ様でした。

以 上